

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成26年11月10日午後2時00分～4時00分

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等

裁判員経験者1番 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 男性 33歳 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 男性 70歳 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 男性 69歳 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 男性 60代 (以下「5番」と略記)

司会者 北村 和

裁判官 佐藤 弘規

検察官 岡村 佳明

弁護士 石田 拓朗

議事要旨

司会者

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。私は、本日の司会の水戸地方裁判所刑事部総括裁判官の北村と申します。よろしく願いいたします。

まず、最初に、本日の会の趣旨について、簡単に説明させていただきます。

裁判員制度が始まって5年が経ちました。制度の見直しという議論も盛んなところですが、この時期に実際に裁判員裁判を経験された方の率直な感想や御意見をお伺いすることが、今後の裁判員裁判の運用改善を検討していく上で非常に重要であると考えております。

また、裁判員を経験していない県民の方がたくさんいらっしゃいます。そういう方から見ると、一体どういう制度なのか、あるいは、果たして自分たちにできるの

かといった心配や不安を持たれている方も少なくないと思います。そのような皆様に、実際に裁判員を経験された方の率直な感想や御意見という生の声をお伝えできれば、これから参加される方の不安を少なくしていくことに役立つのではないかと、そういう二つの趣旨で、今回の会を設けさせていただきました。

本日の意見交換会は、裁判員裁判における審理がわかりやすいものになっているかどうか、よりわかりやすいものにするためにはどういう点を改善したらいいかという点を中心に、裁判員を経験された皆さん方に、参加して感じられた事柄についてお伺いしていきたいと思っております。

それでは、まず、裁判員経験者の方にお話をいただき、その後で、検察官、弁護士、裁判官の順に自己紹介などをお願いします。

まず、1番さんの事件は、路上で見かけた女性を強姦しようとして背後から抱きつき、カッターナイフを示すなどして、けがをさせたという強姦致傷事件ですね。

1番

私が担当した事件は被告人が罪を認めていた事件で、量刑が問題だったんですが、各自が意見を述べることができたと感じました。

司会者

2番さんの事件は、好意を寄せていたアルバイト先の同僚女性宅に男性の被告人が侵入し、同僚女性の夫で、寝ていた被害者を刺し殺したという住居侵入、殺人事件ですね。

2番

僕は、法律に関して全く知識がなかったので、最初は不安でしたが、裁判長や裁判官から、細かく丁寧に教えていただき、最初はできないかなと思っていましたが、最後までやらせてもらえたというのは大きかったと思います。

裁判員経験後の変化ですが、随分と新聞などを読まなかったんですけど、全部読むようになって、ニュースも、これはどういうことなのかって、自分なりに考えるようになりました。

司会者

3番さん、4番さん、5番さんは同じ事件で、出会い系サイトで知り合った女性との性交渉の対価として使うため、1万円札などをプリンターで印刷して偽造して、実際に使ったという通貨偽造、同行使という事件ですね。

3番

裁判所に来たのは、裁判員が初めてでした。どういうものかわからないけれど、70歳を過ぎたし、1回ぐらい経験してもいいんじゃないかという気持ちでやって来ました。何の事件を担当するのか知らずに来たんですが、いわゆる凶悪事件ではなかったので、3日間落ち着いて、これは裁判官のリードも非常によかったんだと思います。心穏やかに審理ができたと感じています。非常にいい経験をさせていただきました。

4番

私は、どちらかというと精神的に余り強いほうじゃないんですけど、選任期日に自分がどんな事件を担当するかわかって、通貨偽造だったら、そんなに負担がないかなということで、やらせてもらいました。

評議のときにも、精神的な負担なく、いろんなことをお話したりして、勉強させてもらいました。そういう意味で非常にいい経験をさせてもらったと思っています。

裁判員をやってみたいと思っても、自分ではなかなかできないことなので、こういう機会を非常にありがたくと思っています。本当に勉強させてもらいました。

5番

裁判員に選ばれたこと自体がすごいことだなあというのが正直なところ。私は、今は退職しましたが、選ばれた当時、同じ職場には3,000人ぐらいいたんです。でも、その中で裁判員を経験したのは多分私だけです。会社全体ですと2万8,000人ぐらいいるんですが、その中でもほとんどの方は経験していません。まさに宝くじが当たるようなものだと言われまして、それだけ貴重な経験ができたということが、一番、私にとっては大きかったです。

それと、進行にあたっての裁判長のリード。最終的な判決までいくために、ばらばらだった意見をだんだんまとめていく進め方を大変勉強させていただきました。

司会者

みなさんありがとうございました。それでは、岡村検察官お願いします。

検察官

水戸地方検察庁の検察官の岡村です。私は、この会にも何度か参加しているんですが、裁判員経験者の皆さんの声を直接伺えるということで、勉強になる機会ですし、いつも非常に楽しみにしています。本日は、忌憚のない御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

司会者

では、石田弁護士お願いします。

弁護士

茨城県弁護士会所属の弁護士の石田と申します。私自身は、裁判員裁判を3件ほど担当しています。今回の対象事件の3件は、私が弁護人ではない事件ですが、忌憚のない御意見をいただき、私自身も勉強するところがあればと思って参加させていただきました。本日は、よろしくお願いします。

司会者

では、佐藤裁判官お願いします。

裁判官

水戸地方裁判所刑事部裁判官の佐藤です。水戸地裁の刑事部は、A合議体とB合議体という二つの裁判体があるんですけど、私はB合議体のほうの裁判長を務めています。

今回参加していただいた裁判員経験者の皆さんは、たまたま、全員、私と御一緒した方たちです。先ほど、ちょっとだけお話をさせていただいたんですけど、こんなことあったなということを思い出し、非常に懐かしい思いでいっぱいです。

先ほどからお話を聞いていると、私のことを気遣った発言がやや多いような気も

しますが、私がいるからといって遠慮せず、厳しい話もしていただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会者

本日の話題事項ですが、一つ目は法廷での審理に関する感想や御意見。二つ目が評議に関する感想や御意見。三つ目は裁判員裁判の負担について。最後に、これから裁判員になられる方へ背中を押すようなメッセージをいただければと思っています。

審理が終わってから大分時間が経っていますから、覚えている範囲で結構ですし、お手元の資料を見ながらで結構ですので、お一人ずつ印象に残った点や、改めたほうがいい点やよかった点なども含めて率直な感想をお話してください。

1番

まず、法廷に出ること自体が初めてでしたから、緊張したというのが率直なところ。あとは、検察官や弁護人の方々の声が非常によく通るなあという印象を持ちました。私の事件では、傷の写真といっても、ものすごくグロテスクなものではなかったですし、もしこれが本当に衝撃的なものだったとしたら、人によっては、これはちょっとNGだなっていうのもあるかとは思いますが。初めてのことでしたので、こういうものかと、もしかしたら自分の中で勝手にわかった気になっていた部分もあったかなとは思いますが、特にわかりにくいと感じた点はありませんでした。

司会者

2番さん以外の事件は、自白事件だったんですが、2番さんに担当していただいた事件は、いわゆる争いがある事件ということでしたね。審理期間もほかの事件に比べたら長目でしたし、証人の話を聞いたりして、こういう点が難しかったとか、印象に残っているところを話していただけますか。

2番

人を疑うというわけではありませんが、被告人にしる証人にしろ、わからない部分はありました。そのうえで、最後には判決に持っていかなきゃいけなかったのに、

その点はちょっと難しかったというか。

司会者

この事件は、事前に新聞などでも報道されたと思うんですが、その辺りは審理に入るに当たって、予断を持ってしまおうとか、そういう心配はありませんでしたか。

2番

ニュースを見てしまうと、そのニュースのことだけで多分考えてしまうと思うので、一応、なるべくは聞かないようにしていました。

司会者

2番さんの事件では、白黒の写真ですが、刺激証拠に当たるような証拠が出てきたと聞いています。そういう写真を見たり、あるいは、被害者の奥さんが、事件直後に110番通報した生々しい録音テープが法廷で流されたのを聞いたりして、圧倒されるとか、そういう感じはどうでしたか。大丈夫だったですか。

2番

傷の写真や亡くなったときの写真が出たんですけど、白黒にしてもらった分、どういうふうに刺されたのかというような状態もわかったので、そういう点はよかったですと思います。あと、生々しい声っていうのも、結構こういうのはドラマとかではよく見たことあっても、実際に聞くことはまずなかったもので、こういう生々しいのを聞くと、やっぱり何かちょっと心に残るなということがありました。

司会者

後で思い出して、つらかったりしませんでしたか。

2番

そこまではなかったんですけど、何週間かはずーっと残っていました。

司会者

否認事件ということで、どういう点が争点です、そこに着目して、これから証拠を聞いて判断してくださいっていう、検察官と弁護人が行う冒頭陳述という手続があったと思うんですけど覚えていますか。

2 番

手元に資料があるので、さっき目を通しました。

司会者

今、見返してみても、その冒頭陳述は時間的にも割と長目だと思いますし、情報量も多い感じがするんですが、いかがでしたか。

2 番

細かく物事を知ろうとすると、これぐらいはあってもいいと思ったんですけど、余り長いとちょっと頭に入りづらいところがあります。

司会者

緊張している中で、たくさんの情報が入ると、きついなという感じですか。

2 番

はい。法廷で聞いていると、ほとんど頭には入ってなかったんですけど、その後、評議室で頭を整理して、ようやく理解したかなというのがありました。

司会者

それは、検察官の冒頭陳述も、弁護士さんの冒頭陳述もそうだという感じですか。

2 番

はい。特に初日は、やっぱり緊張もあって、ちょっと頭が真っ白になる場所もあり、評議室で頭を整理してからようやく落ち着いて頭に入る感じで、二、三日経ってから、ようやく慣れてくると、少しずつ理解できるかなという感じでした。

司会者

審理の中でわかりにくいと感じた点や印象に残っている点がありますか。

2 番

法律を全然知らなかったもので、かなり勉強になりました。

司会者

3 番さん、4 番さん、5 番さんの事件についても、印象に残っている点や、わかりづらかった点があればお願いします。

3 番

審理とは直接は関係ないんですが、法廷に入ったとき、意外と広いなど。よくテレビドラマなんかで法廷のシーンがありますが、やっぱり実際のものを見ると、立体的に物も見ることができるし、法廷ってこういうものなのかという感じを持ちました。

自分の事件は、いろんな要素が絡み合った事件ではなかったもので、特にわかりづらいいいことはなかったと記憶していますが、証拠として提出された偽札が非常に雑だったという印象は残っています。

非常に穏やかな雰囲気でもらっていただきましたし、大変よかったですと思います。

司会者

紙幣の話が出ましたけれど、実際現物を手に取って皆さん御覧になったんですか。

3 番

ええ。見せていただきました。

司会者

3 番さん、4 番さん、5 番さんの事件は、犯罪の内容についての証人はなかったんですね。

3 番

そうですね。

司会者

お札を実際に受け取った人の話を聞いておけば、評議の段階で、もう少し判断しやすくなったんじゃないとか、その点はいかがですか。

3 番

確かに、被害者と被告人、それぞれの意見を聞くということはあるでしょうけれど、今回の事件の場合は、被害に遭った女性が出席しなくても、あまり影響は受けなかったと思います。

4 番

裁判員はなかなか経験できないことですが、経験することができて、大いにプラスだったと思っています。

あと、証人で来た被告人のお兄さんが、最後までずーっと弟の面倒を見るんだとお話していたところが、すごく印象に残っています。人間関係というか、人間っていいのはいいなああと、そういう印象を持ちました。

審理自体でわかりにくいところは特になかったと思いますし、証拠物も、偽札を見て、実際手で触ったという程度なので、精神的な負担というのはほとんどなかったと思います。

あと、評議については、全く無の中から一つのことを提示して、いろんな意見を引き出してから、消して行って、最後に凝縮させていくという手法にびっくりするというか、こういうやり方をするんだって、自分で、ものすごく参考になっています。我々の日常生活でも迷うようなことはありますけど、そういうときに、一つずつ、どれを消して、どれをこうしてと、結構ぶつかると思うんですね。そういうときに、ポイントを押さえて結論を持っていけばいいんだという指針というか、そういうのを大いに参考にさせていただきました。

あと、判断の難しいところ、評議のときに、私もいろいろ言うわけですが、一言一言が、結局、最終的には被告人の刑の重さとか、一生を左右するまでになるわけですから、いろんなことを考えますね。執行猶予をつけていいのか悪いのか、その長さや、刑の重い軽いについても、今、評議して、これがそのまま決まっちゃったら、人の一生なんで……。日ごと時間ごとに、やっぱり本当に大変なことなんだなって実感しました。担当した事件が血なまぐさくない事件だったので、そういうことを考える時間があったんだとは思っていますけど。

5番

裁判というのは、弁護士側と検察官側がもう少しドロドロとしたというか、いわゆる戦いみたいな感じで意見交換をするのかと思っていましたが、認めていた事件だったので、スケジュールよりも淡々と割と早目に進んでいったという感じでした。

私が一番印象に残ったのは、私自身が被告人に質問することができたことです。こんな偽札を作ればれると思わなかったのかと質問したと思うんですが、そういう質問ができたときに、裁判員をやっているんだって実感しました。

私は素人ですから法律用語のほとんどがわかりにくいのは当然なんですけど、その点ぐらいで、特に難しいとかわかりにくいと感じたことはなかったです。証拠については、事件に関する証拠の品を手にする興奮はありました。これで決まるんだという感じになりましたね。

司会者

この事件では、法律で定められている下限の刑を下回る刑は適切ではないという意見が検察官から出たんですけれど、下回る刑にすべきかどうか証拠をもう一回見直さないとわからない感じだったのか、それとも証拠を見ただけで、刑の下限を下回るということもあり得るような事件だと、その辺がわかりやすい審理だったかどうか、何か記憶にありますか。

5番

最低を下回らないというところは、余り記憶にないです。ただ、一番重いの中から説明を受け、じゃあどの辺かと、いろんな意見交換した中で、刑が決まりました。

司会者

弁護人の弁論も特に意識はしなかったですか。

5番

それは評議で決まっていくものだと思ってましたし、検察側、弁護側の陳述の中で量刑に関しては、個人的には何も感じませんでした。

司会者

では、岡村検察官お願いします。

検察官

いろいろな話を聞かせていただき、ありがとうございました。大変参考になると思っています。まず冒頭陳述で、やっぱり最初の段階だからなかなか頭に入らなか

ったというところですが、情報の絞り込みなどが難しく、まだまだ改善しなきゃいけないと感じました。

それから、証拠物を見て、いろいろ実感を持っていただけたというお話がありましたし、雑だなという印象を持ったというお話もあったんですが、まさにそういう雑だなというところも見ていただかなきゃいけないというふうに思っていて、現物の感触をお伝えするっていう努力を怠らないようにしなきゃいけないと感じました。

それから、証人の件ですが、被害にあったことを話すのが負担だという方もいれば、出て話したいという方もいらっしゃるので、いろいろと相談をしながら、検討をしていかなければと思っています。個別に1件1件どうしようかと悩んでいるのが現状ですが、今日のお話も大変参考になりました。

司会者

では、石田弁護士お願いします。

弁護士

審理の過程で一番緊張したのは、どの時点かをお伺いできればと思うんですが。

1 番

評議で、どう思っていますかと意見を求められたときに、どういう切り口で話そうかと思いました。

2 番

法廷に入ったときが一番緊張しました。

3 番

裁判員それぞれに質問のできるような態勢になっていたのも、多分、質問するときが一番緊張したんだろうと思います。

4 番

私は、判決の言渡しのときです。評議などを含めた最終的な、再集約されたものだと思うので、言渡しを聞いている時が一番緊張しました。

5 番

裁判長が判決を言い渡すときと量刑を決めたところの二つです。

司会者

では、佐藤裁判官お願いします。

裁判官

まず、裁判員の皆さんには、あらかじめ大きい声を出しますと説明させていただいているんですが、判決の言渡しの時に皆さんが緊張したのは、私の声が大きかったことも理由の一つかと思います。

評議のときに緊張したということについては、できるだけ、いろんな意見が出やすいようにイメージしながらやっているんですが、まだまだ考えていかなくてはと改めて思いました。法廷については、今は、あらかじめ、選任手続の後に法廷見学していただき、法廷の雰囲気慣れていただくようにしているんですが、それでも、本番では頭が真っ白になってしまうところもあるかもしれません。

冒頭陳述は証拠調べの予告編のようなもので、あまり詳しいと訳がわからなくなって、証拠との区別もつかないようなこともありますので、検察官や弁護人に、できるだけ短くをお願いしているんです。その辺は、今後、法曹三者で話し合ってきたと思います。

司会者

評議に関する感想や意見に移りたいと思います。

量刑グラフなどを示されて、過去の同じような事件の中でどのような刑に位置づけるかというような議論をされたと思いますが、もう少し早く示してもらったほうがいいのか、今ぐらいでいいのか、裁判官からの説明でわかりやすかった点やわかりづらかった点などのお話をいただければと思います。

1 番

一覧表を見せていただいて、本件に比べれば圧倒的に重い行為であるのに、判決はかなり軽いものがあったり、その逆もあって、判断に迷うところが多少あり

ました。

司会者

争点は量刑だったので、審理が始まる前から、刑がポイントですという説明だったのか、本格的な評議を始めるときから、刑の決め方はこういう感じだという説明だったのか覚えているところはありますか。

1 番

どちらかという、前者に近い気がします。

2 番

評議が進んでから、最後のほうに量刑グラフで、今回の事件がどの位置にあるか出たんですが、もし最初に出ると、その先入観で、これに近いから何年って思ってしまうと思うんですけど、最後のほうに出たおかげで、ほかの人たちの意見も全部聞いてから、そうも思うなということもできたので、それは大きかったと思います。

司会者

他の事件との比較を考えながら評議に臨まなくてはいけないということは、論告の時点で、頭の整理はできていましたか。

2 番

論告のときには大分頭に入っていました。

3 番

評議は、法廷でのいろんな証言に基づいて事実をはっきりさせ、その後、刑のほうに自然と入っていったように記憶しています。刑の決め方については、過去の判例を参考に、適切に説明をしていただいて、その上で、何回か見直しをしながらやっていったように記憶しています。だから、過去のデータの提示は、ちょうどいいタイミングで見せていただいたのではないかと記憶しています。

司会者

弁護人の弁論の中で指摘されたことは大分わかりやすかったですか。

3 番

内容的には理解できていたと思います。

4 番

通貨偽造，同行使は，それこそ枚挙にいとまがないので，判例というか，量刑グラフの中でも，我々が判断しやすいガイドライン的なものがあったようですから，そういう意味で，我々のほうも，担当した事件では，このぐらいかなという決め方は比較的容易にできたと思っています。

5 番

かなり淡々としているという感じで，わかりにくいことはなかったです。個人個人の意見を聞かれた際，うなる感じは余りなくて，私はこう思うということと言えたということは，裁判官の説明で理解できたので，すっと答えられたんだろうと思います。

司会者

量刑のポイントというか決め方についての説明が，どの時点でされたか記憶にありますか。冒頭陳述後か，証拠を全部見た後か。

5 番

私の記憶では，証拠を全て見てからだと思います。

司会者

その時点で，遅くはありませんでしたか。

5 番

意見に関わるものは全て知識として得た上でが一番いいと思います。

裁判官

量刑グラフは，私も，去年の最初のころは，少し遅目に示していたんですけど，今は，かなり前のほうに示しています。あと，求刑の位置づけも，参考意見としてももちろん大事な根拠になるものですが，ほかの事件と比べてどうかということも，なるべく意識しながらやってきました。ただ，事例やグラフを理解していただいた上で，そちらに引きずられたという話もあり，説明の仕方がまだまだ足りないかな

と反省しました。

司会者

私も別の合議体で裁判長をしていますが、どの段階で説明したほうが一番頭に入りやすいのかということを考えています。最初のころは、皆さんかなり緊張していますし、そこで説明しても、理解していただけないのではないか、あるいは、評議の時に初めて刑の決め方の話をさせていただくと、やっぱりもう少し前に視点を示していれば、証拠の見方が変わったんじゃないかという意見を持っている方もいらっしゃるのです、そこは、事件ごとに、まだ修練が必要な部分だと思っています。

次に、裁判員裁判の負担についてお伺いします。仕事をされている方は、職場との日程調整の面とか、いろいろあると思うんですが、選任の日からもう少し日数を空けてほしいとか、そういうような御意見があればお伺いしたいと思います。

1 番

日程関係は、個人的には、特に不満な点というものは無いです。ただ、結構3日間は早いなと思いました。

2 番

僕の仕事は、僕が抜けることで、誰かにその分をお願いしなければいけないんですが、職場のみんなから了承をもらえたからできたんです。もしNGなら、参加できなかったんじゃないかと思います。

司会者

審理や話し合いの時間も長時間になったと思うんですけど、1日当たり、午後の4時ぐらいでやめてほしいとかそういうことはありますか。

2 番

僕のところからは1時間ぐらいで来れるのですが、もし、これが余りにも遠いところだと、やはり、なるべくなら夜遅くなる前には帰りたいということはあると思います。

3 番

私は、もう勤めに出ていないので、職場や家族の関係で、日程調整に苦労したということはありませんでした。ただ、今は70歳を過ぎて働いている方もいるし、そういう方は調整するのが大変かなというのが実感です。私の事件では、審理も穏やかなペースで終了したので負担もありませんでした。

司会者

仕事はしていないけれど、体調の面できつくなるかもしれないから参加しづらいという方もいらっしゃるようなんですけど、中高年層の方には、こういう点を変えたら参加しやすい制度になるのではないかと、アドバイスがございますか。

3番

体調に不安があるような方には、例えば、3日のところを4日にして、時間を少し短目にするような配慮があれば違うんじゃないかという気はします。

司会者

5日間の場合に、月曜から金曜までやれば、5日間で終わるんでしょうけれど、間に頭を休める日があったほうがいいのかどうか。

3番

年を取ってくると、連続した仕事は負担になる場合もあるし、体がある程度動かない方もいらっしゃるから、そういう態勢ができてくれば意欲のある方は多分いらっしゃるんじゃないでしょうか。

4番

私も仕事はあまりしていないので、日程調整の問題はなかったと思います。

司会者

休憩時間の取り方などで何かありますか。

4番

その辺は全然問題なかったと思います。

5番

私の事件は、3月下旬という時期でしたので、財務関係の仕事をしている方だと

年度末決算に当たる時期になるので、つらいかなと思います。

司会者

制度が始まったころは、選任日からいきなり公判をスタートしている時期もあったんですが、最近はある程度、仕事のやりくりなどの連絡が必要なので、間を空けたほうがいいということがあって、原則、水戸では今、公判開始の前の週の、火、水、木ぐらいに選任期日があって、翌週から公判を始めるということが多いです。

3番さん、4番さん、5番さんの事件では、選任から10日ぐらい空いていたんですけど、それはどうでしたか。

4番

選任されたら即ってというのは、私としては、なかなかできないことじゃないかと思います。

司会者

今から考えると、やっぱり最初のころはよくわからずに、皆さんに緊張を強いたまま始めていたんだなと思っています。5番さんはいかがですか。

5番

仕事の特性上、仕事のシフトを決めるのが前の週の金曜日で、次の週の月曜日から土曜日までシフトを組んだりするので、日にちがあって助かりました。

司会者

それでは、これから、裁判員になられる方へのメッセージを、お一人ずつ伺いたいと思います。これから、ちょっと不安だなと思っている方へ、アドバイスとしてメッセージをいただければと思います。

1番

私も参加してみて、いろいろと考えることが増えたなと思いました。今回の事件は、事件の内容よりも、どちらかという、普遍的な善悪の問題についていろいろ思うところがありました。難しく考えず、まずは参加してみて、そして、話して、聞いて、それが、ものすごく大事なことだと思ったんです。ですから、まずは深く

考えず、参加してくださいというところでしょうか。

2番

僕も最初は、裁判はかなりかたいものだと思っていたんですけど、参加してみると、裁判官がすごく丁寧に教えてくれるので、非常にわかりやすいというのと、あとは、もっと裁判を身近に考えることができ、自分としてもすごく勉強になったので、ぜひとも参加してもらいたいなと思います。

3番

いずれにしても、最後は被告人のこれからの人生に関わっていくわけです。そういう面でかなり抵抗があって、裁判員になりたくないなあというような意識の方もいるのかなという気はするんですけど、実際、考えてみますと、私たちも一人で生きているわけじゃありませんから、家族があって職場があって、いろんな友達、近所づき合い、そういう方たちの中で生活するわけです。だから、必ずどこかで人との人生に影響を与えているはずなんですよね、多かれ少なかれ。

裁判も結局、どの被告人に対しても、その人生に関わっていくということは、我々も毎日の生活の中で経験していることと同じなんじゃないかなという気がしてるんです。

だから、決してそういう意味で怖がらず、裁判というものに関心をもって参加していくのは、非常にいいことなんじゃないかなと。特に、年配者の辞退が多いという話がありましたけれど、やっぱり年配の方こそ、いろいろな経験を持っているわけですから、ぜひ参加されるように、一度はやってみなさいよと言いたいです。

私自身は、今回経験させてもらって非常に勉強になりましたし、できれば、もう一度やりたいと思っています。もちろん健康面がしっかりしていないとできませんが、ぜひもう一度経験したいと思っています。

4番

私も、本当にもう二度とできない経験っていうか、いい経験、勉強をさせてもらったと思っています。ただ、我々はそう思っているけど、一般の皆さんにはなかなか

伝えることができないので、例えば、裁判所の広報といったもので、広く一般に我々の声というようなものをみんなにわかるようにしてほしいです。選ばれる前にそういう広報をたくさん見ていれば、裁判員候補者に選ばれたというときも、裁判員制度ってこんなものなんだって、気楽に受けとめることができるんじゃないかと思えますので、広報的なもので、我々の声もみんなに広く知れるようにしていただければ、もっと一般に広まるのかという気はしています。

司会者

ありがとうございます。

水戸地方裁判所では、今年の秋から、裁判官の出前講義というものを行っていて、裁判官が企業などに伺い、講義や質問にお答えするということをしていますので、裁判員経験者の皆様にもぜひ機会があれば声を掛けさせていただき、裁判官と一緒に話しかけていただければと思っています。

5番

冒頭でお話ししましたけれど、裁判員になることは、宝くじに当たるのと同じくらいの確率ですから、やはり選ばれたんだと思っていただいてもいいと思いますし、裁判長をやるわけではないんですから、ぜひ気軽に参加していただいたほうがいいかなと思います。

それと、法廷に出ることは、大変に貴重な経験だと思います。これは年齢関係なく貴重な経験ができると思いますので、ぜひ、選ばれた方は辞退することなく経験していただきたいと思います。

司会者

みなさんありがとうございました。

それでは、記者の方から御質問はありますか。

読売新聞

2番さんと5番さんにお伺いしたいんですが、裁判中、職場の同僚の方に仕事を代わりにやってもらって、実際、何の支障もなかったのか、それとも、1週間ぐら

い離れたことで、ちょっとやりづらいようなことがあったのかということと、職場の同僚が裁判員裁判に参加するとなったときに、率直にどう感じるかというところをお願いします。

2番

実際は、周りの協力があつたので何事ありませんでした。もし僕の周りの人が裁判員になったら、それは快く送り出そうと思ってるんですけど、多分それも、もしかしたら僕が経験したからこそだと思います。

司会者

終わった後で、職場の方に何か聞かれましたか。

2番

報道でかなり取り上げられたニュースだったので、みんなやっぱり興味を持っていました。申しわけないことですが、やっぱり殺人とかそういう大きい事件っていうのは、みんな興味があるみたいで、大分聞かれたりしました。

5番

私の場合は、職場が近いものですから、空いている時間に仕事をして、ある程度片づけてから、こちらに来れたということが一つありましたので、大変じゃなかったと思います。それと、仲間が裁判員裁判に出るということになったら、貴重な経験になりますので、当然喜んで送り出したいと思います。

読売新聞

仕事をしながら参加された立場として、さらにこういうのがあればいいなというようなもの、プラスアルファでこういうのがあると、もっとやりやすいなというようなもの、こういう配慮があつたほうがいい、こういう制度があつたほうがいいっていうのは何かありますか。

5番

企業の中でどれだけこの制度が理解されているかというのが、非常に大事な部分だと思うんです。たまたま私が勤めていた会社はある程度大きな会社ですので、そ

のための休暇が取れることになってはいますが、その辺も、やはり企業側のバックアップが大切なんじゃないかなと思います。

2 番

僕のところもかなりの協力的な職場だったので、その点は大丈夫でした。

読売新聞

被害者の御遺族が法廷に来られたり、被告人の家族が来られたりして、涙を流したりしたことが、どれぐらい影響されたのかというところをお伺いしたいんですが。

2 番

心理的な影響はかなりあります。

茨城新聞

裁判員裁判を実際に経験する前後の変化を教えてくださいたいんですが。

3 番

やはり裁判員をやった後、新聞やテレビで、裁判員という言葉がついた項目に、以前よりは関心をずっと持ったように感じています。新聞にも、ちよくちよく裁判員という名前が出ていますので、そういうのを見るようになったのも、私としては変化かなというふうに思っています。

2 番

一番変わったのが、参加前は、それまで裁判員裁判っていうものを完全に人ごとだと思って全然興味がなかったんですけど、参加することによって、事件というものに関して、自分なりに考えるようになったりしました。

4 番

ニュースに興味というか、もし自分が裁判員を担当していたら、どんな感じで見るとか、そういったものが若干変わってきているという気はします。

あと、裁判員制度について、当初は、自分でも否定的というか、何でこんなものを国民に、我々一般人に押しつけて、何でかなというふうに思っていました。ですが、実際自分が裁判員になって参加してみて、本当に、二度とできない経験ですの

で、ぜひと思いましたが、今は、かなり裁判員制度については肯定的というか、もっともっと一般的に広めてほしいと思います。

茨城新聞

5番さんにお伺いします。被告人に直接質問して、何が具体的によかったですか。

5番

法廷でのやり取りを見ている中で、被告人がどういう考えでいるのかとずっと考えていて、直接聞いてみたかったです。本音や口調、どんな感じで答えが返ってくるか、それを見たかったです。

司会者

実際聞いてみて、やってよかったですか。

5番

はい。どういう考えでやったのか聞いたのが一番よかったんじゃないかなと思います。自分の口から聞いて、自分の耳で聞いたというか、直接話げできたこと自体、よかったかと思っています。

朝日新聞

2番さんにお伺いしたいんですが、裁判員裁判を経験した後は、新聞を読むようになったとか、ニュースを自分なりに考えるようになったとおっしゃっていたと思うんですけど、例えば、どういう事件に対して、どういうふうに自分なりに考えるようになったのかをお願いします。

2番

自分が担当したのが殺人事件だったので、殺人事件に関してはよく見るようになりました。自分が判断した刑に比べて短かったり、長かったりを見たときに、その文章を読みながら、どういう理由で長くなったのかとか、こういうことだから短くなったのかなっていうふうに、細かく見るようになりました。茨城県内以外でも見るようになりました。

司会者

自分がチームとして出した判決が、いいのか悪いのかっていうことを、後々まで引きずられる方がいらっしゃるんですが、御自分の事件が確定したということを聞かれたときに、どういう気持ちだったか、お話できますか。

2番

確定した刑と自分が出した刑が同じだったので、自分の考えがそんなに間違っていなかったのかなと思いました。重くなりすぎず、軽くもなかったという点でほっとしたというのありました。

朝日新聞

証人の出廷にどれだけ影響力があったのかという点と、証拠写真がカラーだった場合の心理的負担というか、白黒とカラーによって違いがあるのかについてお願いします。

1番

最終的には、その証人の方御本人の意思になってくるのかなと思います。

2番

証拠写真などがもしカラーで出てくると、もっと生々しい感じになると思います。御遺体の写真については、やっぱり白黒、絵だと細かく、例えば傷の深さの程度とか、そういうのはどうしてもわからないと思うので、そこは、やっぱり白黒写真にしてもらったおかげは、かなりあると思います。

証人の出廷は、双方の生の声というのを聞いたのは、かなり大きかったです。

司会者

それでは、最後に岡村検察官お願いします。

検察官

公判に裁判員として出ていただいただけでなく、この場に来て、さらに貴重な話をさせていただきありがとうございました。改善しなきゃいけないと思う点が多々ありましたので、これを検察庁に持ち帰って、ちゃんと情報を共有して、今後の糧にしたいと思っています。

広報の点も、できれば、裁判員があるのが当たり前になっていて、皆さんからメッセージをいただかなくても、みんなが普通に参加できるようになれば、理想だと思っています。引き続き、頑張っってやっていきたいと改めて感じました。本当にありがとうございました。

弁護士

今日、皆さんの生の声をいろいろお聞かせいただきましたので、弁護士会にも伝えて、我々のほうでも改善すべき点があれば、改善していきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

裁判官

裁判員裁判の開始に当たっても、さまざまなシミュレーションをしたり、模擬裁判をやったり、裁判員の方にできるだけ負担がないようにと考え、その後も、制度の改善ということに努めてきたつもりなのですが、今日改めてお話を聞き、評議の仕方や広報も含めてですけれど、さまざまところで、まだまだ精進が足りないと思っております。ここで聞かせていただいた御意見をもとに、裁判所だけでなく、検察官と弁護士を含めて、一緒に、これからも制度の改善に一所懸命努めていきたいと、またその意を強くしました。本日は本当にどうもありがとうございました。

司会者

それでは、これで裁判員経験者との意見交換会を終わらせていただきます。

制度が始まって5年ですが、法曹三者としては、制度が根付くにはやはり5年や10年では足りないのではないかと考えています。遠い未来を見据えて、岡村検察官が言っていましたが、日常生活の一つとして裁判員裁判があることが一般的になるよう、今日の貴重な御意見も参考にさせていただきながら、今後も常に改善しながらやっていきたいと思いますので、皆さん方も、温かい目でこれからの裁判員制度を見守っていただければと思います。本日はありがとうございました。